

# 7号機 新規制基準対応火災感知器の離隔距離不適合に関する第一四半期の対応実績と今後の対応について

2021年9月16日  
東京電力HD株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所  
第二保全部電気機器G

- 2021年2月16日及び4月14日、火災感知設備の三号使用前事業者検査の開始前の現場確認において、区分Ⅳ蓄電池室の煙感知器（1個）及び区分Ⅲ計測制御電源盤室の煙・熱感知器の据付位置が消防法施行規則に基づく設置要求（空調吹出口から1.5m以上の離隔を確保）を満足していないことが確認されました。
- 本事象を受け、これまで再点検方法の検討を行い、対象となる約2,000個の煙・熱感知器について6月より再点検を実施しました（次ページ参照）。現在点検結果の最終確認中です。
- 合わせて、点検結果も踏まえた原因調査・対策検討を実施中です。その後、設置要求を満足していない感知器については、設置位置の是正を行っていきます。

▼：NRA殿現場確認

| 月    | 4月            | 5月 | 6月        | 7月 | 8月 | 9月 | 10月     | 11月 | 12月 |
|------|---------------|----|-----------|----|----|----|---------|-----|-----|
| 実施項目 | ▼ 区分Ⅲ計測制御電源盤室 |    |           |    |    |    |         |     |     |
|      | 再点検方法の検討      |    |           |    |    |    |         |     |     |
|      |               |    | 再点検       |    |    |    |         |     |     |
|      |               |    | 原因調査・対策検討 |    |    |    |         |     |     |
|      |               |    |           |    |    |    | 設置位置の是正 |     |     |

# 今回の調査概要

- 新規制基準対応の煙・熱感知器全数が対象
- 消防法施行規則の要求事項全てを確認（具体的な実測方法も含めた詳細手順書を新たに作成）
- 手の届く範囲は実測。手が届かない範囲はレーザー等で実測、レーザー等が使用できない所は足場を設置し、メジャーを用いて実測

## <今回調査の記録様式>

対象機器: \_\_\_\_\_

吹出口からの離隔測定(測定記録C) 点検日: \_\_\_\_\_ 点検者: \_\_\_\_\_ 確認者: \_\_\_\_\_ **サンプル**

| 吹出口からの離隔距離(吹出が垂直方向)   | 吹出口からの離隔距離(吹出が水平方向)            | 要領  | 留意点  |
|---|--------------------------------|---|--|
| <p>アドレスNo. 03004</p> <p>立面図</p> <p>測定箇所A ※: ( 2.00m )</p> <p>測定箇所B ( 1.40m )</p> <p>※: 空調ダクト吹出口から感知器までの水平距離が1.5m未満の場合測定する。</p> <p>吹出口</p> <p>判定基準: 換気口等の空気の吹出口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。<br/>ただし吹出口が天井面から1m以上離れている場合は、1.5m未満でも良とする。</p> | <p>アドレスNo. _____</p> <p>吹出</p> | <p>③火災感知器と空調ダクト開口部の離隔を確認する。</p> <p>a. 火災区画内に空調ダクト開口部の有無を確認する。</p> <p>b. 空調ダクト開口部がある場合は吹出しか吸込みか直接確認を行う。空調ダクト開口部が直接当たらない場合は吹き流し等を使用して風の流れを確認する。また空調ダクト計画図にて開口部が吹出しか吸込みか確認を行う。風の流れが確認できない場合、一旦作業を止めて再検討する。(図3(a)参照)</p> <p>c. 空調ダクト開口部が吹出しの場合火災感知器との距離が2m未満に限り下記項目を測定し確認する。(図3(a), (b), (c))</p> <p>距離が2m未満の確認方法は(2)火災感知器配置確認①項を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調ダクト開口部吹出口と火災感知器との距離を測定し、1.5m以上離れていることを確認する。</li> <li>・空調ダクト開口部吹出口と天井面の距離を測定する。1m以上離れている場合、空調ダクト開口部吹出口と火災感知器の距離が1.5m未満でも可とする。</li> <li>・空調ダクト開口部が吸い込み口の場合は吸気口付近に煙感知器が設置されて</li> </ul> | <p>*火災感知器取付確認フローに従うこと。</p> <p>*測定にはコンベックス、距離計、高所カメラ等を使用する。</p> <p>*足場作業では安全帯の先がけ、あと外しを徹底し落下防止を図る。</p> <p>*記録の単位は「m」とし、小数点以下2桁を有効数字とする。</p> |

**主な改善点**

- 具体的な確認手順を明記
- 離隔距離など、定量的に判断が必要なものは、測定結果を記載。